

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針

平成20年12月25日
(平成23年8月30日 一部改正)

文 部 科 学 省
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省

目次

1. 運用指針の策定の趣旨	1
2. 歴史的風致の定義	2
3. 歴史的風致維持向上計画認定制度	3
3-1. 認定の手続等	3
3-2. 認定基準	14
4. 歴史的風致形成建造物制度	16
4-1. 制度の趣旨	16
4-2. 指定手続	16
4-3. 届出・勧告等	17
4-4. 歴史的風致形成建造物等の管理の特例	18
4-5. 台帳	18
4-6. 提案制度	18
5. 認定と連携した支援措置等	19
5-1. 法に定める特別の措置	19
5-2. 認定と連携した支援措置の特例	26
5-3. その他の支援措置	27
6. 歴史的風致維持向上協議会	27
6-1. 趣旨	27
6-2. 構成員	28
6-3. 配慮すべき事項	28
7. 歴史的風致維持向上支援法人	28
7-1. 趣旨	28
7-2. 歴史的風致維持向上支援法人の指定	29
7-3. 歴史的風致維持向上支援法人の業務	29
7-4. 市町村との連携	29
7-5. 歴史的風致維持向上支援法人に対する監督等	30
7-6. 歴史的風致維持向上支援法人等への譲渡に係る課税の特例措置	30

1. 運用指針の策定の趣旨

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）は、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、国による地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の国による認定、法第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下「認定計画」という。）に基づく特別の措置、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について用途制限の特例によりその立地を可能とする新たな地区計画制度の創設等を定めた法律として、平成20年5月に公布された。

歴史的なまちなみを保全等する法制度としては、これまでも、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。）によるもの、文化財保護法（昭和25年法律第214号）によるもの、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区等の地域地区や地区計画制度及び景観法（平成16年法律第110号）によるものがあったが、これらは文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できていたわけではなかった。

今回の法は、歴史的な建造物の滅失など地域における歴史的風致が失われつつある現状を踏まえ、歴史的風致を維持及び向上しようとする市町村の取組を国として総合的に支援するためのものである。

市町村がこうした歴史的風致の維持及び向上に関する取組を推進するに当たり、制度の企画・立案に責任を有する国として、基本方針と併せ、法に基づく諸制度についての考え方を広く一般に示すことは、制度の趣旨に沿った的確な運用を支援していく上でも効果的である。

もとより歴史的風致の維持及び向上の取組は、自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものであるが、我が国固有の伝統・文化を反映した貴重な歴史的風致を次世代に継承していくためには、各地方公共団体が法に基づく諸制度を適切に活用していくことが求められる。

本指針は、市町村が歴史的風致維持向上計画の認定を受けるに当たっての法及び基本方針の規定を踏まえた手続や国としての考え方を示すとともに、法に基づく制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からしてどのような考え方の下でなされることを想定しているのか等、法の解釈・運用に係る国としての原則的な考え方を示すことにより、地方公共団体による歴史的風致の維持及び向上に関する各種施策の円滑な展開に資することを目的として取りまとめたものである。

また、本指針はこうした考え方の下に策定するものであることから、地域の実情等によっては、本指針に示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なもので

あれば、その運用が尊重されるべきである。

なお、本指針は、社会経済状況の動向や法の改正等を踏まえ、適宜改正を行うものである。

(注1) 本指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づいて行う技術的な助言の性格を有するものである。

(注2) 本指針の語尾等の表現について

本指針の語尾等の表現は、次のような考え方で記述している。

①～べきである。～べきでない。

法令、制度の趣旨等から、記述された事項による運用が強く要請されると国が考えているもの。

②～ことが望ましい。～ことは望ましくない。

制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると国が考えているもの。

③～ことが(も)考えられる。

記述された事項による運用を国が例示的に示したものの。

2. 歴史的風致の定義

我が国では、かつて、城や神社仏閣等を核として多くの市街地が形成され、現在においても、城や神社仏閣を始め歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、伝統的な工芸品の製造・販売や祭礼行事など地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情を有する極めて良好な市街地の環境が形成されている事例が多い。

法では、このようにして形成されてきた市街地の良好な環境、すなわち、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を、「歴史的風致」として定義している(法第1条)。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とは言えず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものであり、法ではこの歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている。

なお、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗等も含むものであり、「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものをいう。「歴史的風致」とはこれらの無形の活動と有形の建造物、及びその周辺で人々の活動が行われる場となる市街地が一体となった、良好な市街地の環境という概念であり、この各地域それぞれの歴史的風致の維持及び向上について、国及び地方公共団体がそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めることとされ

ている（法第3条）。

3. 歴史的風致維持向上計画認定制度

3-1. 認定の手續等

法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度は、市町村が、当該市町村の区域における歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）がその認定を行い、国が認定計画に基づく事業及び措置に対して支援を実施するものである。

そのため、市町村が歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下の観点を含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行っていることが、歴史的風致維持向上計画の認定の要件となる。

- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、NPO、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。
- 歴史的風致維持向上計画に記載された具体的な取組を実施する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。
- 重点区域の設定に当たっては、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などに基づき、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持及び向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- 歴史的風致維持向上計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、あらかじめ、公聴会の開催やパブリックコメントの募集など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること（法第5条第6項）。

市町村から歴史的風致維持向上計画の認定申請を受理した主務大臣は、歴史的風致維持向上計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うものとする。その際、当該歴史的風致維持向上計画に記載されている事業等については、本運用指針に従い当該事業等を所管する関係行政機関の長に協議を行った上で、認定を行う。

歴史的風致維持向上計画の作成段階から認定・変更等までの流れは、順に以下のとおりとなる。

- 事前相談
- 歴史的風致維持向上計画の作成
- 歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 歴史的風致維持向上計画の認定
- 認定計画の変更等

①事前相談

市町村が、適切かつ有効な歴史的風致維持向上計画を作成するためには、文化財保護制度やまちづくりの各種制度を所管する主務省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）と随時相談することが有益と考えられる。各主務省は、次のように相談窓口を設けているので活用されたい。

（文部科学省）文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室
（農林水産省）農村振興局農村政策部農村計画課
（国土交通省）都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（以下「担当室」という。）

特に、歴史的風致維持向上計画の認定を円滑に行うためには、認定を行う主務省と事前に十分な相談がなされていることが望ましい。担当室は、地方支分部局及び各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、事前の相談を広く受け付けているので、積極的に活用されたい。

なお、歴史的風致維持向上計画において、社会資本整備総合交付金等を活用することとする場合は、文化財の保護（保存及び活用）の観点から都道府県教育委員会と必要な調整を行い、その意見を示した書面を添付するとともに、各種事業について事前に各地方整備局等と必要な調整を行うようにすることが望ましい。

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、NPO、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」にあるように、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項

各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、協議会が組織され、又は当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かななければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請は、市町村から主務大臣に対して、認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1)認定申請に必要な書類

歴史的風致維持向上計画の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

- 1)歴史的風致維持向上計画認定申請書(様式第1)
- 2)歴史的風致維持向上計画(様式自由)

イ 紙媒体:3通

通しのページ及び目次を付し、紙ファイル等でとじて、ファイルの表及び背に「〇〇市(町、村)歴史的風致維持向上計画」と記載すること。

ロ 電子媒体(CD-R):3セット

文書ファイルは、拡張子が .doc , .jtd , .pdf のいずれかの形式とすること。

3)添付資料

また、認定計画の変更の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

- 歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書(様式第2)
- 変更後の歴史的風致維持向上計画(様式自由)
- 変更点がわかる新旧対照表
- 必要に応じて添付資料

(2)書類の書式について

- 位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。
- 両面コピーと片面コピーの混在はなるべく避けること。
- 歴史的風致維持向上計画の名称は、原則として、認定申請を行う市町村

の名称に「歴史的風致維持向上計画」と記載すること。

(例) ○○市歴史的風致維持向上計画

(3)歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について

1)当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針(法第5条第2項第1号)

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。

- 当該市町村の歴史や地形、地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用、交通機関の整備等の社会的環境等、当該市町村の概要
- 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財（以下「指定等文化財」という。）、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- 祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体的な歴史的風致の特徴（歴史的、自然的、社会的特徴を含む）及びそれが存する場所（複数可）
- 当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況及びそれらの計画との関連性
- 市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- 歴史的風致維持向上計画の策定（変更）の経緯及び実施体制

2)重点区域の位置及び区域(法第5条第2項第2号)

1)で記述する当該市町村における歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づき、重点区域の位置及び区域を記載すること。その際は、市町村の区域内で、当該重点区域の位置及び区域を設定した根拠を明確にするとともに、構成要素となる主な文化財について記載すべきである。重点区域を複数設定する場合は、それぞれについて位置、区域及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「文部科学省・農林水産省・国土交通省令」という。）第1条に定める重点区域の名称、面積を記載すること。

重点区域の位置及び区域の記載の方法は、地図上での表示とすること。

市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、古都保存法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

重点区域の設定は、法第5条第8項第2号に規定するように、重点区域における歴史的風致の維持及び向上が、当該区域のみならず、当該区域の存する市町村の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、市町村全体の発展につながる広域的な効果が期待されるものである必要がある。このため、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況や、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載すること。

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる（法第5条第9項）ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

○重点区域が自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に基づく国立公園及び同条第3号に基づく国定公園の区域と重複している場合には、その旨、歴史的風致維持向上計画に記載するとともに、図等で明示すること。

○「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）第4条の規定に基づき、各都道府県からの申請がなされ、経済産業大臣から認定された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」に位置づけられた地域資源で、かつ、経済産業大臣により近代化産業遺産として認定された物件等が、当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関連があり、かつ、重点区域に存する場合、中小企業地域資源活用促進法第2条に規定された中小企業者への地域資源活用事業支援に当たって、当該都道府県の基本構想に記載された基本方針等との整合を確認できるよう、該当の地域資源及び支援内容について記載すること。

3)次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの(法第5条第2項第3号)

イ.文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財（重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。）の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）

を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号イ、ロに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、「(a) 市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(a)市町村全体に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- 文化財の周辺環境の保全に関する方針
- 文化財の防災に関する方針
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制（地方文化財保護審議会の構成を含む。）と今後の方針
- 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b)重点区域に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画
- 文化財の防災に関する具体的な計画
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号ハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c)政令第6条第1項第1号ハの規定により記載する事項

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 町村の教育委員会が許可等の事務を行う期間
 - その他参考となるべき事項
- また、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであるため、これら各施設及び当該施設の整備又は管理について、全体的な方針について記載するとともに、それぞれの歴史的風致維持向上施設に共通する事項として、事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項について記載する。必要に応じ図面、写真、位置図などを添えるものとする。なお、一つの事業に対して、その整備主体や活用する国の支援事業を複数記載する場合、それぞれ主体、事業毎に整備内容を記載すること。

歴史的風致の維持及び向上のために必要な整備を行う場合は、文化財に関する専門家や都道府県教育委員会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な資料や調査に基づくものとするべきである。

さらに、重点区域内においては、関連する時代の埋蔵文化財についても適切に取り扱うことが必要であり、整備等を行うに当たっては、その工事によって保存すべき遺跡等が損傷することのないよう、重点区域（計画で整備を行う周辺区域を含む）における整備事業箇所を示した周知の埋蔵文化財包蔵地の図面を添付することが望ましい。

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある。

また、法律上の特例に関連した事項については、以下のとおりである。

(a)都市公園の維持及び整備に関する事項

歴史的風致を形成する城跡や古墳、庭園等については、都市公園として整備、管理されていることが多く、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図るためには、区域内の都市公園における城の復原等公園施設の工事や、都市公園の維持管理を適切に行うことが極めて重要である。

そのため、重点区域内における歴史的風致を形成する公共施設である都市公園の維持及び整備に関する事項について必要に応じて記載する。

法第25条に基づき、重点区域内における都道府県の管理する都市公園については、認定市町村が権限代行により城跡に係る城の復原に関する工事等歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて実施することが可能とされていることを踏まえ、重点区域内の都道府県の管理する都市公園において、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築に関する工事のうち、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市町村が実施するものについて、必要に応じて記載する。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき整備する都市公園事業については、城跡、古墳、歴史的建造物及びこれらの復原について補助対象施設とする特例（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条第1項第6号口）や、事業主体の特例（法第25条）が措置されることから、特例を活用して都市公園事業を実施する場合、当該事業について記載する必要がある。

(b)道路、駐車場の整備に関する事項

歴史的風致の維持及び向上には、重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場整備や、安全で快適な通行空間の確保や観光振興、地域活性化等を目的とした無電柱化等道路交通の円滑化は重要な施策である。

そのため、良好な歩行環境の確保の観点からの路外駐車場の整備や、無電柱化を行うことが必要な道路等について必要に応じて記載する。

路外駐車場については、法第26条に基づき、歴史的風致維持向上計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけ、当該駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、都市公園の地下の占用許可の特例が認められるとされていることから、必要に応じて記載する。

また、無電柱化については、法第30条に基づき、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となることから、必要に応じて無電柱化を行うことが必要な道路について記載する。

重点区域においては、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）の活用が可能となり、また、歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業については、社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）における支援措置の特例が活用できることから、これらの事業を実施する場合は当該事業について記載する。

(c)市街化調整区域内の土地における建築物の復原を目的とした開発行為に関する事項

市街化調整区域内における歴史上価値の高い建築物の復原が当該地域の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められる場合には、法第5条第3項第4号の規定により当該建築物の復原を目的とした開発行為又は建築行為に関する事項を歴史的風致維持向上計画に記載することが望ましい。

法第5条第3項第4号の「歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為」又は「建築行為」とは、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって歴史的風致を形成することとなる、歴史上著名な人物の旧宅や武家屋敷等の建築物の復原に係る開発行為又は建築行為が考えられる。

歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載することが望ましい。

- 開発区域又は建築行為に係る建築物の敷地の位置、区域及び規模
- 開発区域において予定される建築物又は建築行為に係る建築物の用途に関する事項
- 開発行為又は建築行為をする者に関する事項
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発区域内の土地利用計画の概要
- 開発行為に関する事項を定める場合においては、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設の整備に関する事項
- 開発行為又は建築行為の目的に関する事項

(d)農業用排水施設の保全に関する事項

農業用排水施設については、市街地と一体となって、歴史的風致を形成している事例が見受けられる。

このような農業用排水施設については、法第23条に基づき、その存する農用区域内の開発行為を歴史的風致の維持及び向上に支障がないよう制限することができることとされている。具体的には、歴史的風致の維持及び向上に寄与する農業用排水施設の種類、位置等を記載する。

また、法第22条に基づき、都道府県が歴史的風致維持向上支援法人に対して農業用排水施設の管理の一部又は全部を委託することができることとされていることから、当該農業用排水施設の管理について記載する。

4)歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内においては、法第12条第1項の規定により、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定を行うことができることとされている。

この歴史的風致形成建造物は、重要文化財等の周辺において古くから立ち並ぶ町家等、重点区域内において歴史的風致を形成する要素となるもの

であるため、方針に定めた歴史的風致をふまえ、重点区域内において歴史的風致形成建造物を指定する建造物の属性（重点区域に存在する重要文化財等との関係性、歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動との関係性）等を記載する。

社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の対象として予定している歴史的風致形成建造物については、歴史的風致形成建造物の例示として、具体的に名称及び位置を歴史的風致維持向上計画に記載する必要がある。

なお、当該歴史的風致形成建造物のうち、歴史的な建造物を復原するものについては、当該建造物に対する理解が誤りなく適切に導かれるとともに、当該建造物の周辺の歴史的・自然的な風致及び景観と総体として整合するようにすることが望ましい。

また、今後、文化財として保護（保存及び活用）措置を行う予定のある建造物については、歴史的風致形成建造物の例示として、具体的に名称及び位置を歴史的風致維持向上計画に記載することも考えられる。

5) 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

法第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者等については、法第16条によりその適切な管理や、法第15条第1項の規定により増築等を行う際の事前の届出が義務づけられ、同条第3項の規定により当該増築等が歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものである場合には、市町村から勧告が行われることになる。

そのため、歴史的風致形成建造物について、どのような管理が行われることが望ましいか、その方針を計画上明らかにするものである。

具体的には、歴史的風致形成建造物が歴史的風致を形成するものであることにかんがみ、当該建造物の増築等に際して、歴史的風致の維持及び向上の観点から許容されうる行為、あるいは許容されない行為、その他参考となるべき事項について記載する。

6) 計画期間

計画期間については集中的な施策の実施を図る観点から、概ね5年～10年程度の期間を設定することが望ましい。なお、計画期間については歴史的風致維持向上計画の冒頭に記載する。

7) その他主務省令で定める事項

文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1条第1項第1号から第3号までに定める歴史的風致維持向上計画の名称、重点区域の名称、面積についてはこれまで記載されている通り。また文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1条第1項第4号に定める主務大臣が必要と認める事項については、法5条第2項第3号に記載される以外のソフト施策等について、必要に応じて記載する。

④ 歴史的風致維持向上計画の認定

歴史的風致維持向上計画の認定に関する処分は、法第5条及び第6条並びに基本方針に基づき行うこととなるが、以下の点に留意されたい。

- 法第5条第8項各号に規定する認定基準を満たす場合には、すべて認定するものとし、一つの都道府県当たり幾つ、単年度に幾つというような数の限定は行わない。
- 申請した歴史的風致維持向上計画全体が認定基準を満たさない場合であっても、認定基準を満たさない部分を除外することにより他の部分が認定基準を満たすこととなる場合には、歴史的風致維持向上計画の必要な変更や、一定の条件を付した上で認定する場合がある。例えば、申請した歴史的風致維持向上計画に記載された事業について、当該事業に係る関係行政機関の長の同意が得られない場合であって、当該事業を除いても認定基準を満たすとき等に、申請市町村が当該事業の箇所を申請書類から削除すれば、残余の歴史的風致維持向上計画に対して認定を行うことがある。認定計画の変更の認定についても、同様である。
- 認定に関する処分は、申請の受理から3月以内に行うこととなる（法第6条）。
- 歴史的風致維持向上計画を認定した場合には、申請市町村に対してその旨を書面又は電磁的な方法により通知する（法第5条第10項）。認定しなかった場合においては、その理由を付して通知する。
- 認定の通知を受けた際には、市町村は、遅滞なく都道府県に対して当該通知を受けた旨を通知するとともに、公報及びインターネット等を通じて認定計画を公表するよう努めなければならない（法第5条第11項）。
- 各府省庁が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で手続を経て措置されることから、必ずしも認定をもって要望どおりの支援を受けることができるわけではない。

⑤認定計画の変更

認定計画に記載された内容を変更しようとする場合には、⑤-2に示す軽微な変更を除き、法第7条に基づき、主務大臣による変更の認定が必要となる。

以下のような場合は、直ちに担当室に報告を行う必要がある。

- 認定計画に記載された個々の事業又は措置が、認定計画どおりに実施できない状況が生じたとき。
- 認定計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき。
- 認定前にその事象が発生していれば、当該歴史的風致維持向上計画が認定されないような事象が発生したとき。

あわせて、速やかに認定計画の変更を検討し、変更が必要な場合には、変更の認定申請を行わなければならない。変更の認定申請が行われない場合は、後述の認定の取消しの手続に入ることがある。

これらの場合には、状況に応じて支援が留保されることがある。

⑤-2軽微な変更

変更の認定を要しない軽微な変更については、文部科学省・農林水産省・国土交通省令第2条において次のとおり定めている。

- 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う重点区域の範囲の変更
- 前号に掲げるもののほか、歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

このうち、「歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更」については、歴史的風致維持向上計画の変更に際して個別の申出があった場合に、主務大臣が個別具体の事情を勘案して判断することとなる。

なお、軽微な変更を行った場合であっても、変更の内容、変更の内容が適用された日について、別添の様式第3により届出を行うことが望ましい。

⑤-3市町村合併に伴う変更

市町村合併に際して、認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合（新設合併により、新たな市町村となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更の認定申請を行う必要がある。一方、認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、個別の判断による。具体的には、以下のとおりである。

(1) 認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定を受けている市町村名で法第11条に基づく変更の認定申請を行うこと。なお、変更の認定申請の方法等について不明な点がある場合は、早めに相談すること。

(2) 認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合

認定計画の記載内容に変更が生じない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱う。

地域の名称に変更が生じた場合は、⑤-2に示す軽微な変更に該当するので、地方自治法第260条第2項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、様式第3により担当室に届出を行うこと。なお、認定計画の記載内容の変更の必要性について不明な点がある場合は、早めに相談すること。

⑥認定の取消し

認定基準に適合しなくなった認定計画については、市町村からの報告等を踏まえた上で、認定の取消し（法第9条）、当該歴史的風致維持向上計画に記載されている支援措置等の中止を行うことがある。

⑦認定計画の実施状況の把握

(1) 認定計画の実施状況についての報告

主務大臣は、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村に対し、必要に応じ進捗管理・評価その他の認定計画の実施状況について報告を求められることができる（法第8条）。

(2) 進捗管理・評価の実施

市町村は、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じて歴史的風致の維持及び向上に関する方針が達成できるよう、計画期間中の適切な時期に進捗管理・評価を行うべきである。

また、その結果、認定計画に記載された方針の達成状況や事業等の実施状況等を踏まえ、速やかに認定計画の変更を検討することが望ましい。

3-2. 認定基準

歴史的風致維持向上計画の認定基準については、法第5条第8項各号（第1号基準から第3号基準まで）に規定されており、基本方針第6章に記載されているが、その具体的な内容は以下のとおりである。

①第1号基準[基本方針に適合するものであること]

基本方針第6章1. に定めるとおり、歴史的風致維持向上計画が基本方針の各項目に定められた事項に合致しているかどうかにより判断する。

②第2号基準[当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること]

基本方針第6章1. において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. 5-2. 及び5-3. に定める各種支援措置のうち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業等について適宜位置付けることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載する。

③第3号基準[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた後、認定計画に基づく措置や事業が確実に実施されることを担保するため、主体の特定状況と事業等の実施スケジュールについて確認し、判断するものである。具体的には、歴史的風致を維持及び向上を図るための措置及び事業について、

○事業及び措置の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

○事業及び措置の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

また、事業実施に当たり、文化財保護法ほか他法令の手続が必要になる場合は、これらの法的手続が着実に実施されることについて、関係機関との調整が十分なされていることが必要となる。

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-1. 制度の趣旨

重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区の周辺において古くから立ち並ぶ町家等の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護がなされているものを除き、現状変更規制や支援措置等がないことから、その現状を維持したまま保全していくことが難しく、所有者の変更や相続の際に取り壊される等により、急速に失われている。

また、市町村がこれらの建造物の保全について買取りや助成を行おうとしても、当該建造物を取り壊されることについて事前に内容を把握できないことから十分な対応ができず、結果的にその保全が困難となっている。

こうしたことから、市町村が、認定計画の期間内に限り、当該認定計画に記載された歴史的風致形成建造物の指定の方針に従って、認定計画に記載された重点区域内において、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区とともに歴史的風致を形成しており、かつ、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を市町村が歴史的風致形成建造物として指定し（法第12条第1項）、当該建造物の所有者等に管理義務（法第16条）及び増築等の届出義務（法第15条第1項）を課すこととする制度を設けたものである。

なお、歴史的風致形成建造物については、必ずしも建造された年代についての要件を設定するものではなく、現に歴史的風致を形成しており、認定計画に記載された「歴史的風致形成建造物の指定の方針」に定められた指定要件に基づいて指定されるものである。

4-2. 指定手続

歴史的風致形成建造物は、当該建造物の増築等の行為を行おうとする場合に市町村長に届出が必要となること等の制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が課せられることから、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限にかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。また当該建造物が公共施設である場合は、各公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画等との整合を図る必要があるため、同意を得るものとされているところである（同項）。

歴史的風致形成建造物の中には文化財（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く（法第12条第1項）。）であるものも含まれ、また文化財そのものではなくとも、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって「歴史的風致」を形成しているものであるため、文化財と密接な関連性を有することとなることから、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会の意見聴取を行う必要がある（法第12条第2項）。

また、教育委員会から歴史的風致形成建造物が有形文化財等（法第12

条第3項)に該当する旨通知を受けた場合は、市町村長は、その旨もあわせて当該歴史的風致形成建造物の所有者等に通知する必要がある(法第14条第1項)。これは、歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当するときは、そのことを前提として歴史的風致形成建造物の管理を行うことが必要であり、またその場合は管理又は修理に関して文化庁長官の技術的指導を求めることができるとされている(法第21条第1項)ことによるものである。所有者等が文化庁長官に技術的指導を求めるに際しては、文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省令第33号)第2条に基づき、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会を経由することとなる。

なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物について指定することはできないが、登録文化財や地方公共団体が指定する文化財、また景観重要建造物について重複して指定することは可能である。また歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当することとなる場合は、遅滞なく歴史的風致形成建造物の指定を解除することになる。

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項各号に掲げる図書を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とするべきである。

4-3. 届出・勧告等

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届出なければならないとされている(法第15条第1項)。これにより、市町村は、事前に増築等の情報を把握でき、認定計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、当該建造物の保全のために、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告を行うことができるとされている(同条第3項)とともに、勧告を受けた者の申出を受け、その権利の処分に関し、買取りや賃貸借を希望する歴史的風致維持向上支援法人等の紹介などのあっせんや、市町村自らが当該歴史的風致形成建造物を買取る等の必要な措置を講ずるとされている(同条第5項)。市町村においては、このような制度の趣旨を踏まえ、適切な運用を図るべきである。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を形成する一要素ではあるが、それ自体の歴史上の価値は重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物と比較して必ずしも高くないことから、事前に許可に係らしめ現状の変更を厳しく規制することとはしていない。景観保全上重要な場合や文化財として保護しようとする場合は、景観重要建造物制度や地方公共団体による文化財の指定、さらには自主条

例による建築物保全制度と歴史的風致形成建築物制度を併用して活用することは可能であり、また、そうすることが望ましい。

4-4. 歴史的風致形成建築物等の管理の特例

歴史的風致形成建築物及び認定計画にその整備又は管理の事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する一定の施設（以下「歴史的風致形成建築物等」という。）については、維持管理に多くの労力や専門的知見、技能を要する場合や、所有者の経済的事情等により適正な管理が難しい場合が想定される。管理協定制（法第27条）は、認定市町村又は歴史的風致維持向上支援法人が、歴史的風致形成建築物等について、適切な管理のため必要があると認められる場合に、所有者との間で契約を締結し、当該所有者に代わり歴史的風致形成建築物等の管理を代行する制度である。

なお、契約の内容については、民法上の契約の中身として定められるものであり、例えば管理期間、建築物及び敷地の維持・管理に関する事項、管理瑕疵の場合の取扱い、費用負担に関する事項、契約に違反した場合の措置等が想定される。

4-5. 台帳

認定市町村は、省令第6条第1項により、歴史的風致形成建築物に関し、指定番号及び指定の年月日、名称、所在地、所有者の氏名及び住所、指定の理由、法第12条第1項に規定する土地又は物件の範囲について、台帳を作成し、これを保管しなければならないこととされている。その際、当該台帳については、認定市町村の事務所に備え付け、縦覧を可能とするなどの情報開示措置を行うことが望ましい。

法第12条第1項に規定する土地又は物件がある場合には、省令第6条第1項第3号に基づき、これらの範囲について記載し、併せてこれらの範囲を表示する図面を保管することとされているが、これは、物件の範囲を明確に示す必要があるためであることから、土地の区域界が明瞭に判別できる図面とすべきであり、例えば、1,000分の1程度の図面とすることが考えられる。

4-6. 提案制度

重点区域内の建築物の所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人は、当該建築物について、認定市町村の長に対し、歴史的風致形成建築物として指定することを提案することができることとされている（法第13条第1項及び第2項）。これは、地域の歴史的風致を形成する建築物の保全について、住民等からの積極的な参加が求められることによるものである。なお、提案に係る主体を所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人としている趣旨は、指定されることにより、所有者に対し、歴史的風致形成建築物を適切に管理する義務、及び増築等の届出規制等が適用されることによるものである。

提案が行われた場合の事務処理に要する期間については、具体的な期限が設けられているものではないが、認定市町村は、提案が適当と認めるときは、速やかに指定を行うことが望ましい。また、認定市町村は、提案に

係る建造物について、歴史的風致形成建造物として指定をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないこととされており（法第13条第3項）、また、指定したときは、直ちに、その旨等を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならないこととされている（法第14条第1項）。

なお、提案に係る建造物について、歴史的風致形成建造物として指定をする必要がないと判断したときは、その判断が適切かどうかを担保するため、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会から意見を聴かなければならないものとされている（法第13条第4項）。また、指定をしない旨及びその理由を通知する際には、提案をした者がその内容を十分に理解できるものとすべきである。

5. 認定と連携した支援措置等

5-1. 法に定める特別の措置

①土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例

(1)趣旨

歴史上価値の高い農業用排水施設については、その価値を維持するため、都道府県から委託を受けた土地改良区によって維持管理がなされているところであるが、近年、農業者の減少や高齢化が進行していること、市街地周辺では水路に多くのゴミが投棄されその管理に多大な労力・費用を要していること等から、土地改良区による維持管理が困難となってきた状況が見られる。

このため、農業用排水施設の管理の特例を設け、認定計画に記載された農業用排水施設について、都道府県は管理の全部又は一部を歴史的風致維持向上支援法人に委託することができるとされている（法第22条）。

(2)留意点

認定計画に記載された農業用排水施設については、歴史的風致維持向上支援法人が認定計画に従って事業を実施する等の際に、当該施設の管理を一体的に行うことにより効率的な管理が可能となるような場合には、施設管理者の同意を得た上で、管理を歴史的風致維持向上支援法人に委託することが望ましい。

②農用地区域内における開発行為の許可の特例

(1)趣旨

認定計画に記載された農業用排水施設の存する農用地区域内における開発行為によって、周囲との一体的な風致を維持することが困難となる場合が想定される。

このため、当該区域内の開発行為について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の特例を設け、農業用排水施設が形成している歴史的風致の維持及び向上に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に、都道府県知事は開発行為の許可をしてはならないとされている（法第23条）。

(2)留意点

開発行為の許可の適否は、歴史的風致の維持及び向上に支障があると認められる状況をもって、客観的に判断する必要がある。

③文化財保護法の事務の特例

(1)趣旨

認定計画を実施するに当たっては、重要文化財建造物等に係る現状変更の許可等、法第24条第1項各号に規定する文化庁長官の権限に属する事務を伴うことが想定される。その際、当該事務を認定町村の教育委員会が行うことができれば、認定計画の円滑な実施に資することとなるため、文化庁長官は、当該事務の全部又は一部について、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる（法第24条第1項）。

また、認定市町村の長は、認定計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、上記の事務の全部又は一部を当該市町村の教育委員会が処理することとするよう要請できる（同条第5項、第6項）。

(2)留意点

認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、政令第6条第1項に掲げる事務の全部又は一部のうち、同条第2項から第4項までに規定する手続きを経て、文化庁長官が、当該認定町村の教育委員会が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を官報で告示したものである。文化庁長官は、認定計画における重要文化財建造物等の位置づけや当該認定町村の教育委員会の体制を勘案し、事務の内容及び当該事務を行う期間を定める。

同項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務を町村の教育委員会が処理するに当たっては、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成12年4月28日文部大臣裁定）を準用することが望ましい。

また、町村において、同号ハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、申請計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に、3. 3-1. ③（3）3）イ.（c）に記載した事務の実施に関する事項を記載し、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市については、これらの事務は、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条の規定により、既に当該市の教育委員会が行うこととされているところである。

また、法第24条第5項に基づき、文部科学大臣に対し、事務の全部又は一部を当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することを検討する際には、計画作成の事前相談と同様に、文化財保護制度を所管する文化庁に随時相談することが望ましい。

④都市公園の管理の特例

(1)趣旨

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3において、都道府県の管理する公園は、原則として当該都道府県が管理等の権限を有することとされている。しかしながら、重点区域内においては、都市公園における城の復原等歴史的風致の維持及び向上に寄与する都市公園の維持又は公園施設の工事等の公園管理については、認定市町村が一元的に行うことが歴史的風致の維持及び向上のために効果的であると考えられる。

このため、重点区域内の都道府県の管理する都市公園について、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公園施設の工事等について認定市町村が実施すること、またそのために必要な公園管理者の権限代行について定めたものである（法第25条）。

(2)留意点

市町村が定める歴史的風致維持向上計画には、当該市町村の重点区域内の都道府県の管理する都市公園における、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものに関する事項について、あらかじめ、当該都道府県の都市公園管理者の同意を得て記載することができることとされている。これに基づき、計画期間に限り、当該都市公園の工事等について認定市町村が実施できる。このため、都道府県にあっては、当該都市公園の全体計画を踏まえ、認定市町村の歴史的風致の維持及び向上に寄与するのみならず、当該都市公園の機能の増進に資する場合については同意すべきである。

法に基づき認定市町村が公園管理者である都道府県に代わって行う権限は、政令第7条第1項第1号に定めるとおり、都市公園法第17条第1項の規定に基づく台帳の作成及び保管、同法第20条の規定に基づく立体都市公園の区域の設定、同法第22条第2項の規定に基づく公園一体建物に関する協定の締結の公示、同法第25条の規定に基づく公園保全立体区域の指定及びその旨の公告以外の権限とされている。これらについては公園管理者固有の事務であることから、市町村が都市公園の維持等を行う場合であっても、権限を代行できない。

認定市町村は、都道府県の都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築を行おうとするときは、対象となる都市公園の名称及び位置、公園施設の名称、位置及びその存する区域並びに都市公園の維持又は新設等の開始の日等を公示しなければならない。

費用負担については、都市公園法第12条により都道府県の管理する都市公園であれば都道府県の負担とするのが原則であるが、この場合においては法25条第4項に定めるとおり認定市町村の負担とすることとしている。

認定市町村が権限を代行して行った処分については、都市公園法第34条第1項に基づく不服申立てができないことから、法第25条第4項において、認定市町村が行った処分についても国土交通大臣に対する審査請求を認める規定を置くとともに、あわせて当該市町村に対する異議申立てをすることもできることとしている。また罰則についても、認定市町村が公

園管理者の権限を代行する場合において、本来の公園管理者が権限を行使した場合と同様の取扱いをできるように、法第25条第6項により、都市公園法第6章の罰則に関する規定の適用について、当該認定市町村を公園管理者とみなすこととしている。

なお、計画期間が終了したが、引き続き認定市町村が権限代行により都市公園を管理する必要がある場合については、計画期間の延長について歴史的風致維持向上計画の変更申請を行うべきである。

⑤路外駐車場についての都市公園の占用の特例等

(1)趣旨

歴史的風致の維持及び向上には、道路交通の円滑化は重要な施策であり、認定市町村における歴史的風致の維持及び向上を図る必要のある区域における通過交通の排除を目的とした隣接する区域での道路整備や良好な歩行環境を整備するための路外駐車場の計画的な整備が必要である。

一方、駐車場法（昭和32年法律第106号）に規定する駐車場整備地区は、自動車交通が著しく輻輳する地区であるため、当該地区において歴史的風致維持向上計画に路外駐車場の整備が位置付けられた場合は、当該駐車場の計画的整備を特に積極的に推進することが求められる。

このため、駐車場整備地区において歴史的風致維持向上計画に位置付けられた路外駐車場を駐車場整備地区のマスタープランである駐車場整備計画に位置付けるとともに、駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合には、「地下駐車場整備計画概要」として公園管理者の同意を得ることを義務づけ、当該駐車場については都市公園の地下の占用許可の特例を認めるものである（法第26条）。

(2)留意点

本特例の適用に当たっては、駐車場整備計画におおむねその位置、規模、整備主体及び整備目標年次を定めた当該路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるとともに、当該路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ当該路外駐車場が設置される都市公園の公園管理者の同意を得ることが必要である。また、当該路外駐車場については、都市公園法第7条の規定に基づく同法施行令第15条、第16条、第17条で定める技術的基準に適合する必要がある。

なお、認定計画には、事業の規模、整備の目標年次、占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体を記載する必要がある。

⑥市街化調整区域内における開発行為の許可の特例

(1)趣旨

地域の歴史及び伝統を生かした個性豊かな地域社会の実現を図り、歴史的風致の維持及び向上を着実に推進するためには、市街化調整区域内においても、歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等が円滑に行われる必要がある。

市街化調整区域において開発行為又は建築行為を行うためには、都道府

県等開発許可権者の許可を得る必要があり、この許可を得るためには、都市計画法第33条及び第34条又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条に規定される基準を満たす必要があるが、認定計画に記載された市街化調整区域内における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等について、立地に係る開発行為等の基準に適合するものとみなすことにより、これらの開発行為等を行う場合に必要な手続を簡素化するものである（法第28条）。

(2)留意点

具体的には、法第5条第4項第4号の規定による協議同意により開発許可権者である都道府県知事が開発行為に係る予定建築物又は建築行為に係る建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められると判断した開発行為等に関する事項が歴史的風致維持向上計画に記載されることとなることから、認定計画に記載された内容に即して行われる開発行為又は建築行為については、立地基準（都市計画法第34条又は同法施行令第36条第1項第3号）の審査は了したものとみなして、技術基準（都市計画法第33条又は同法施行令第36条第1項第1号及び第2号）の審査のみによって許可することとしたものである。したがって、法第5条第4項第4号の規定による協議同意にあたり、都道府県の開発許可担当部局においては、このような開発許可の特例の趣旨を踏まえるべきである。

なお、法第5条第4項第4号の規定による協議同意の際には、次に掲げる図面を添付して行うことが望ましい。

1)歴史的風致維持向上計画に開発行為に関する事項を定める場合

- 開発区域の位置を表示した地形図
- 地形、開発区域の境界並びに開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示した現況図
- 開発区域の境界、公共施設の位置及び概ねの形状並びに開発行為に係る予定建築物の用途の配分を表示した土地利用計画概要図

2)歴史的風致維持向上計画に建築行為に関する事項を定める場合

- 方位、建築行為に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示した付近見取図
- 建築行為に係る建築物の敷地の境界及び建築物の位置を表示した敷地現況図

また、認定計画に記載された内容に即して行われる開発行為又は建築行為に係る都市計画法第29条又は第43条第1項の許可については、以下の事項に留意すべきである。

- 都市計画法第33条又は同法施行令第36条第1項第1号及び第2号に規定する技術的審査までも省略するものではないこと。
- 「即して」とは、認定計画に記載された内容に完全に一致している場合のほか、完全に一致していないが、その内容の目的・趣旨に合致しているものを含む意味であること。

⑦特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施

(1)趣旨

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、都市計画法第8条に定める地域地区である。

この特別緑地保全地区については、建築物の建築等の行為は都道府県（市の区域内にあっては、当該市。以下「都道府県等」という。）の許可が必要とされるなど現状凍結的に保存され、行為の許可を受けることができないために通常生ずべき損失を受けた者に対する損失補償、及び許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来す場合に対して土地の買入れが行われる。

この行為制限に係る許可等の事務については、基本的に都道府県等の権限とされているところであるが、重点区域においては、地域において建造物、遺跡等と一体となって、また伝承若しくは風俗慣習と一体となって伝統的又は文化的意義を有する緑地など歴史的風致の維持及び向上に寄与する緑地については、行為制限等の事務を認定町村が一元的に行うことが必要であることから、認定町村の長が実施することができることとするものである（法第29条）。

(2)留意点

具体的に都道府県等が町村に事務を実施させる場合の同意手続については、政令第8条第1項に定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）はあらかじめ特別緑地保全地区関係事務の内容を明らかにし、認定町村の同意を求めなければならない。

また認定町村の長は、同意を求められた場合においては、同意するかどうかを決定し、その旨を通知しなければならないこととされている。また、特別緑地保全地区関係事務を認定町村の長が行おうとした場合においては、その内容を公示しなければならない。

特別緑地保全地区関係事務を認定町村の長が行ったときは、当該認定町村の長は、都道府県知事等に対し、その旨及びその内容を報告するものとされている。

重点区域内の特別緑地保全地区に係る特例については、許認可事務の権限委譲に係る特例のみであり、各地区に応じて事務の性質は大きく変わるものではないので、歴史的風致維持向上計画の対象となる特別緑地保全地区を記載する必要はない。

⑧電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例

(1)趣旨

認定計画に歴史的風致維持向上施設として定められた道路法による道路については、電線共同溝の整備に関する特別措置法第3条（以下「電線共同溝法」という。）の規定の適用についての特例が措置されているところである。当該特例は、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、歴

史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路（以下「電線共同溝整備道路」という。）として指定することが可能となるものである（法第30条）。このような制度の趣旨を踏まえ、歴史的風致維持向上施設として定められた道路について、歴史的風致の維持及び向上を図るため必要な場合には、電線共同溝整備道路として積極的に指定することが望ましい。

(2)留意点

電線共同溝整備道路の指定に当たっては、あらかじめ、都道府県公安委員会や電線管理者等関係機関の意見を聴かなければならない（電線共同溝法第3条第2項）。

また、法第30条に基づく特例による電線共同溝整備道路の指定は、道路管理者が電線共同溝法第3条に基づき指定するものであることから、法第5条に規定する計画期間の満了をもって電線共同溝法に基づく指定が廃止されるわけではない。

なお、計画期間満了後に、当該指定の変更や廃止の手続が必要となる場合には、電線共同溝法第3条第2項の規定に基づき手続を行うこととなる。

⑨屋外広告物法の事務の特例

(1)趣旨

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する規制は、屋外広告物法に基づき、現在、都道府県、指定都市及び中核市の条例により行うこととされており、指定都市、中核市以外の市町村については景観行政団体となった場合にのみ当該規制に係る条例制定権の移譲が可能とされているところである。これは、景観法に基づく景観行政団体については、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連性を有するものであることから、条例の制定、改廃も含め権限委譲ができることとされているところである。

歴史的風致の維持及び向上を図るための施策に関する行政について、「良好な市街地の環境」である歴史的風致と屋外広告物行政が密接な関連性を有し両者を総合的かつ計画的に行うことが望ましいことにかんがみ、景観法の場合と同様に、屋外広告物法に基づく条例制定権に関する事務について、認定市町村が実施することを可能とするものである（屋外広告物法第28条）。

(2)留意点

認定市町村すべてが屋外広告物条例の制定を行わなければならないとするものではなく、あくまで歴史的風致の維持及び向上の観点から、認定市町村が判断することが望まれるものである。

都道府県が認定市町村に行わせることができる事務の範囲は、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部とされている。したがって、当該認定市町村の制定する条例の対象については、例えば当該市町村のすべての区域ですべての広告物及び掲出物件を対象とする場合のほか、その対象地域や対象となる広告物等をその一部に限定することも可能である。したがって、重点区域のみを対象に独自の広告物規制を行うことも可能である。

認定市町村において屋外広告物法に基づく条例が定められた場合には、計画期間終了時において当該条例が当然に失効するものではなく、原則として、引き続き当該条例は有効である。

5-2. 認定と連携した支援措置の特例

国の支援措置のうち、計画の認定を要件として、支援の対象となる措置、支援項目が拡大する措置、支援要件が緩和される措置は以下のとおりであり、計画に当該支援措置を活用する取組を記載し、かつ、各支援措置において定める要件等を満たす必要がある。

①社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

認定計画に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象施設に追加し、支援するものである。

②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業においては、歴史・文化を活かしたまちづくりを積極的に支援するものであるが、認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合については、都市再生整備計画事業の基幹事業への古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置を行うことにより、支援を強化するものである。

③社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）

認定計画に基づく土地区画整理事業を、都市再生区画整理事業における重点地区として支援するとともに、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加するものである。

④社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）

都市交通システム整備事業を実施する整備地区に、認定計画に基づく重点区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して、区域外で整備される施設を含む。）を追加するものである。

⑤社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

歴史的風致形成建造物並びに景観法に基づく景観重要建造物の保全活用及び公共施設的美装化等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするものである。

⑥まちづくり計画策定担い手支援事業

地権者組織等による地区計画等の都市計画の提案素案の作成を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、計画の認定により、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる国の支援措置は以下のとおりである。

①地域自主戦略交付金（地域用水環境整備事業）

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。

②地域自主戦略交付金（集落基盤整備事業）

歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために必要な整備を実施するものである。

③社会資本整備総合交付金（道路事業）

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備を実施するものである。

④社会資本整備総合交付金（総合河川環境整備事業）

良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図りながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図るための必要な整備を実施するものである。

⑤新世代下水道支援事業制度

雨水の利用、下水処理水の再生水としての利用のための処理施設、送水施設等の設置を行うものや、雨水渠等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、せせらぎ水路等の設置を行うもの等を支援するものである。

6. 歴史的風致維持向上協議会

6-1. 趣旨

歴史的風致維持向上協議会は、市町村、歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行う者及び歴史的風致維持向上支援法人が組織できるものであり、必要に応じて、都道府県（知事部局及び教育委員会）、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者等、様々な立場の関係者が、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議、また認定計画の実施に関する連絡調整を行うことが可能とされている。さらに、関係行政機関に対しても資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることになっている。

歴史的風致は地権者や地域の住民など関係者の積極的な関与があつてこそ、より確実にその維持及び向上が図られるものであることにかんがみ、歴史的風致の維持及び向上に取り組む様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、協議及び調整を図りながら歴史的風致維持向上計画の策定及びそ

の推進を図っていくことが有効であることから、歴史的風致維持向上協議会制度を創設したものであり、歴史的風致維持向上計画の作成の際には協議会の積極的な活用を図ることが望ましい。

6-2. 構成員

協議会は、下記に掲げる者をもって組織されることになる。

- 当該市町村
- 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行う者
- 歴史的風致維持向上支援法人
- 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

このうち、「当該市町村」とは、当該市町村長のみを指すものではなく、教育委員会も含め担当部局の職員が複数協議会の委員になることが想定される。同様に、「都道府県」については、都道府県の関係部局及び教育委員会の職員が委員となることが想定される。また、「その他の市町村が必要と認める者」とは、例えば、町内会や伝統行事の保存団体などの任意の住民活動団体や、当該地域の歴史に関するボランティア団体等が考えられる。

なお、一の市町村において、例えば複数の重点区域が存在する場合は、それぞれの課題の関係者により構成される複数の協議会を組織して差し支えないが、その場合、歴史的風致維持向上計画を作成及び変更しようとするときは、それぞれの協議会の意見を聴かなければならない。

6-3. 配慮すべき事項

隣接する二以上の市町村が連携し、歴史的風致の維持及び向上の取組を進めるような場合には、歴史的風致維持向上協議会に隣接する他の市町村が構成員となることも可能である。また双方に認定計画がある場合は、協議会を共同開催する等一体的に運用することも考えられる。

歴史的風致維持向上計画の作成前において協議会を組織し、協議会の意見を聴いて歴史的風致維持向上計画を作成することが望ましいが、協議会と同様の構成員による任意の歴史的風致維持向上計画作成委員会等を組織して歴史的風致維持向上計画の案の検討等を行うことも可能である。

7. 歴史的風致維持向上支援法人

7-1. 趣旨

歴史的風致維持向上支援法人は、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持及び向上の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）について、市町村がこれを指定し、歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として位置付ける制度である。

本制度に基づき歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人等において、歴史的風致維持向上支援法人の指定の

推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

7-2. 歴史的風致維持向上支援法人の指定

歴史的風致維持向上支援法人は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、認定市町村と役割分担しながら、ともに歴史的風致の維持向上の推進を図るものであり、市町村は、この趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。このため、一の市町村が、複数の歴史的風致維持向上支援法人の指定を行うことは差し支えない。

市町村が、歴史的風致維持向上支援法人の指定を行うに当たっては、当該一般社団法人等が、法第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。

その際、同条第2号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に係る業務及び同条第3号の土地取得等の業務については、資金力、公共施設の整備、管理の能力等について判断すべきである。また、同条第5号の、法第22条第1項に規定する農業用排水施設又は第27条第1項に規定する施設の管理については、適正にこれらの施設を管理する能力等について判断すべきである。

また、指定の申請に当たっては、定款のほか、業務計画書、事業計画書、資金計画書等、当該一般社団法人等が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

なお、市町村長に指定された歴史的風致維持向上支援法人は、当該市町村の区域においてその業務を行うものであって、複数の市町村の区域において、歴史的風致維持向上支援法人としての業務を行う場合には、それぞれの市町村長の指定を要する。

7-3. 歴史的風致維持向上支援法人の業務

歴史的風致維持向上支援法人の指定に当たっては、法第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められることを必要とするが、これは、一般社団法人等の定款において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同条各号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、歴史的風致維持向上支援法人として指定し得るものである。

また、歴史的風致維持向上支援法人は、同条各号の業務を行うことのほかにも、一般社団法人等として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、同条各号に掲げる業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

7-4. 市町村との連携

歴史的風致維持向上支援法人は、法第35条各号に掲げる業務を、市町村との適正な役割分担の下、十分連絡調整し協力して行うことが必要であるので、この旨歴史的風致維持向上支援法人に対して、十分周知を図ることが望ましい。

7-5. 歴史的風致維持向上支援法人に対する監督等

法第36条第2項の規定に基づく改善命令の対象となる行為は、例えば、歴史的風致維持向上施設の整備が不適切である場合や、農業用排水施設の管理が不適切である場合等をいうものである。

なお、歴史的風致維持向上支援法人に対し改善命令を行うことができるのは、法第93条各号に掲げる業務の運営に関し、改善が必要と認められる場合であり、同条各号に掲げる業務以外の業務に関し、改善命令が発せられるものではない。

7-6. 歴史的風致維持向上支援法人等への譲渡に係る課税の特例措置

認定重点区域における認定計画に記載された公共・公用施設の整備に関する事業の用に供するために、個人・法人が一定の歴史的風致維持向上支援法人又は地方公共団体に土地等を譲渡する場合には、1,500万円特別控除の特例が設けられている。これにより、公共・公用施設の整備による歴史情緒あるまちづくりの推進が期待される。

様式第 1

歴史的風致維持向上計画認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿

市町村長の氏名 印

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づき、歴史的風致維持向上計画について、認定を申請します。

様式第 2

歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿

市町村長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、変更の認定を申請します。

様式第 3

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

文化庁 文化財部 伝統文化課長 殿
農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿
国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿

市町村長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、下記のとおり、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号）第2条に定める軽微な変更を行ったので、届け出ます。

記

1. 施行規則の号の番号
2. 軽微な変更の内容等

注 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

以上